

九州大学マス・フォア・インダストリ研究所でのアドバイザリーボードの設置について

2024 年 2 月

九州大学マス・フォア・インダストリ研究所（以下、「IMI」）規則第 6 条に基づき、研究所の運営に関連して、産業界からのアドバイスを受けるため、IMI に以下のとおり、「アドバイザリーボード」を設置する。

1. 目的及び位置付け

IMI の今後の活動について、以下の観点から、IMI 所長（以下、「所長」）が産業界からのアドバイスを受けるため、IMI に、「アドバイザリーボード」を設置する。

- 今後の経済・社会の動向・方向性
- 今後の方向性を踏まえた、数学・数理科学への期待
- 今後の産学連携のあり方 など

所長は、アドバイザリーボードからの意見の中で重要なポイントについて、真摯に対応する。IMI 内のみで解決できないものについては、必要に応じて、所長は、九州大学の本部、関連する組織、部局や事務局等に相談を行う。

2. 構成員及び任期

- ・ アドバイザリーボード委員は、数学の活用に関心を有する産業界の者 5～10 名程度をもって構成する。
- ・ アドバイザリーボードには座長を置く。座長は委員の互選によって選出する。
- ・ アドバイザリーボードには座長代理を置くことができる。座長代理は、委員の中から座長が指名する。
- ・ アドバイザリーボード委員の任期は 2 年とする。ただし、任期の始まりは年度の始まり（4 月 1 日）とし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。また、年度途中で新たに委任する委員の任期は、他の委員の任期満了日までとする。なお、委員は、再任されることができる。

3. 選任及び辞任

- ・ アドバイザリーボード委員は、所長が選任する。
- ・ 委員は、やむを得ない事情により委員を継続することができなくなった場合、辞任することができる。
- ・ 委員の選任、辞任、交代等があった場合、所長は教授会に報告する。

4. 招集及び開催頻度

アドバイザリーボードは、所長が招集する。開催頻度は、概ね四半期に 1 回程度とする。

5. 事務局

アドバイザリーボードの事務局は、IMI リエゾン戦略部門が担当する。

九州大学マス・フォア・インダストリ研究所アドバイザリーボード内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学マス・フォア・インダストリ研究所規則第6条及び九州大学マス・フォア・インダストリ研究所（以下「本研究所」という。）の組織・運営内規第8条の規定に基づき、マス・フォア・インダストリ研究所アドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 アドバイザリーボードは、本研究所の活動に関し、産業界の見地から意見及び助言等を行う。

(組織)

第3条 アドバイザリーボードは、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 数学の活用に関心を有する産業界の有識者のうち、本研究所所長（以下「所長」という。）が委嘱する者 数名
 - (2) その他所長が必要と認めた者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。
 - 3 年度途中で新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の任期満了日までとする。
 - 4 前項の委員は、再任されることができる。
 - 5 委員の選任及び辞任等があった場合は、所長は本研究所教授会で報告する。

(開催)

第4条 アドバイザリーボードは、原則として四半期に1回開催する。

- 2 アドバイザリーボードの開催にあたっては、アドバイザリーボードに座長を置き、座長は委員の互選によって選出し、座長がアドバイザリーボードを主宰する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 座長が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を求めることができる。

(事務)

第6条 アドバイザリーボードに関する事務局は、本研究所のリエゾン戦略部門が担当する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は教授会が定める。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月24日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に第3条第1項に規定する者として選出されたものに係る任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日とする。